新型コロナウイルス:出席停止期間について

※ 主治医より出席停止期間の指示がある場合は、それに従ってください。

以下に示す『陽性者』は、PCR検査または抗原検査(定量)を行った結果とします。

※ 対面授業の参加は、出席停止期間終了の翌日以降とします。

(ただし、オンライン等の遠隔授業については、出席停止期間中でも受講ができます。)

※ 部会・サークル等の他部員との練習は、「体調経過確認」終了の翌日以降に参加することを推奨します。

対象者		出席停止開始日 [0日目]	出席停止期間
陽性者	[症状あり]	発症日	5日目まで かつ内服せず症状軽快から <u>24時間以上経過</u> 。
	[症状なし]	検体採取日	*「体調経過確認」やマスクの着用は、 10日目まで継続することを推奨します。

※ 症状がある場合

新型コロナウイルスやインフルエンザの可能性もあるため、医療機関を受診することをお勧めします。

※ 体調経過確認について

特に指定用紙はありませんが、体温や症状の経過を確認してください。
出席停止期間中に新たに症状が出た場合、期間を過ぎても症状が継続する場合は受診をしてください。

(参考として、保健室ホームページに掲載されている用紙(健康観察記録)を以下に掲載していますので、ご利用ください。 國學院大學HP>在学生・保護者の方へ>学生生活支援>保健室>登校停止感染症の手続き)